

平成31年2月28日（木曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	43
提案理由に対する質疑 （議案第1号～議案第6号、議案第39号～議案第40号）	43
討論、採決 （議案第1号～議案第6号、議案第39号～議案第40号）	43
提案理由に対する質疑、採決 （同意第1号～諮問第2号）	46
平成31年度施政方針に対する質疑	49
提案理由に対する質疑（議案第7号～議案第38号）	58
委員会付託（議案第7号～議案第38号）	58
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	59
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	59
討論、採決（発議第1号）	59
散会（午前10時13分）	60

## 平成31年2月28日（木曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	総 務 課 副 主 幹（島原正喜）
総務課副主幹（山本詳司）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

## 議事日程 第1号

別紙のとおり

## 平成31年3月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

平成31年2月28日(木曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算(第5号)
- 第 2 議案第2号 平成30年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 3 議案第3号 平成30年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議案第4号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 5 議案第5号 平成30年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第6号 平成30年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第39号 工事請負契約の変更について
- 第 8 議案第40号 工事請負契約の変更について
- 第 9 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第13 平成31年度施政方針について
- 第14 議案第7号 平成31年度土庄町一般会計予算
- 第15 議案第8号 平成31年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第16 議案第9号 平成31年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第17 議案第10号 平成31年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第18 議案第11号 平成31年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第19 議案第12号 平成31年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第20 議案第13号 平成31年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第21 議案第14号 平成31年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第22 議案第15号 平成31年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第23 議案第16号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第17号 土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第18号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第19号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第20号 土庄町公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第21号 土庄町社会体育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

- 第 29 議案第22号 土庄町文化施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 30 議案第23号 土庄町森林整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 31 議案第24号 土庄町長栄又造教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第 32 議案第25号 土庄町国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例
- 第 33 議案第26号 土庄町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
- 第 34 議案第27号 土庄町立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 35 議案第28号 土庄町立認定こども園条例
- 第 36 議案第29号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例
- 第 37 議案第30号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 38 議案第31号 土庄町国保保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 39 議案第32号 土庄町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第 40 議案第33号 土庄町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 41 議案第34号 土庄町普通河川等管理条例の一部を改正する条例
- 第 42 議案第35号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 43 議案第36号 土庄町都市下水路条例の一部を改正する条例
- 第 44 議案第37号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第 45 議案第38号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について
- 第 46 発議第1号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則

## 開議

○議長（井上正清君）

おはようございます。ただ今の出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
これより、本日の日程に入ります。

## 提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第6号、議案第39号～議案第40号）

○議長（井上正清君）

日程第1、議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算（第5号）から日程第6、議案第6号 平成30年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までと日程第7、議案第39号 工事請負契約の変更についてから日程第8、議案第40号 工事請負契約の変更についてまでの質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第6号までと議案第39号から議案第40号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第1号～議案第8号、議案第39号～議案第40号）

○議長（井上正清君）

これより、討論、採決を行います。

議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 2 号 平成 30 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 3 号 平成 30 年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 4 号 平成 30 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に  
ついて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井上正清君)

議案第5号 平成30年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井上正清君)

議案第6号 平成30年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第6号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 39 号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 40 号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 40 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 提案理由に対する質疑、採決（同意第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（井上正清君）

日程第 9、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、同意第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長(井上正清君)

日程第10、同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

ないようでございますので、同意第2号の質疑は、これをもって終了いたします。

同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（井上正清君）

日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。  
質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、諮問第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。

諮問第 1 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議長（井上正清君）

日程第12、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。  
質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、諮問第 2 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。

諮問第 2 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

## 平成 31 年度施政方針に対する質疑

○議長（井上正清君）

日程第13、平成31年度施政方針について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

3 番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

おはようございます。町長の施政方針について1点お伺いいたします。

施政方針では、土庄町総合計画を基本として、総合戦略の施策を長期的な視点で継続的に取り組むことで、2060年には人口1万人を維持することを目標として取り組むとあります。平成27年に報告されている人口ビジョンの社人研の推計によれば、2060年には人口約5,300人になるとされております。

これを1万人で維持するためには、様々な分野において、効率良く、またバランスの取れた施策とともに、思い切った施策が必要であると考えます。

大きく分けると教育、福祉、経済に集約されると思いますが、今年度の施政方針では、経済における取り組みで、地元中小零細企業への施策が見えません。観光への取り組みは大きくありますけれども、経済政策であると思います。

また、観光振興への取り組みは即効性があり、一見派手には見えますが、確かに観光の島として、観光産業は大きな割合を占めているとは思いますが、長期的に考えると、地元経済の振興、発展は不可欠であると思います。既存の商店とともに、新しく起業していく必要があります。

平成29年3月には、土庄町中小企業振興基本条例が制定され、行政を中心に大きな枠で中小企業の振興を図ろうとしているということは理解をいたしますけれども、現状では思ったように動いていないというふうに感じております。

また、今期の委員会で報告がございました、東京一極集中の是正と地方の担い手不足を解消する国、県の施策を行う予定であるというふうな報告を受けました。瀬戸芸もあり、どうしても観光施策が目立つのは理解いたしますけれども、もっともっと地元経済への働きかけも必要であるというふうな考えます。

施政方針で具体的な例が述べられていないだけだと思っておりますけれども、町長の方針をお伺いいたします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

濱野議員さんの施政方針に対する質問でございますけれども、先ほど言われた瀬戸芸がどうしても前に出ているのかなと思います。と申しますのも観光課じゃなくて、商工観光課です。観光と商工と両方を一つの課で持っているということですね、従来から商工会の皆さん、それから商工会の事務局長や会長あたりと一緒にですね、話をしていますし、どういう政策を打ったらいいのかというのは聞いておると思うんですけれども、それについて明確な、これとこれをやってほしいというのはなかなか言ってきておりません。そのあたり今後ですね、商工観光課として商工会と一体になって、元々商業の町、土庄ってずっと言われておりますから、そのあたりは当然重視しながら、これからも前向きにやっていく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ありがとうございます。理解はされているというふうに感じておりますけれども、やはり表に立って、目で見るものと聞くだけとは全然違うと思います。地元の商店、地場産業が活性化することは絶対に必須であると思いますので、目に見える形で何かの方策を出していただきたいというふうに思いますので、今回質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

11番 佐々木邦久君。

○11番（佐々木邦久君）

5ページの所に農業関係が出ておりますが、ゆうべ帰ってテレビをかけたら、笠岡市の北木島という所、今、石の文化ということで、土庄、小豆島町とあと2市ですか、がやるというのは聞いておりましたが、何が出てきたかと言いますと、イノシシにやられて人が住めんようになりよる、ほんで予算等も、今すぐのやり方ということについては、4ページの下のほうに書いておりますが、一番農業で弱っとなは、鳥獣被害かと思えます。この分をやっつけるために今、職員は相当えらい目をしておりますが、笠岡市は、昨日のテレビで言われとったんは、専門を4人つけとるといようなテレビでしてございました。やっぱり今か

ら守るんは、前にいっぺんこういう一般質問でも、百姓に任しといてもこれ、らちあかんぞと、どうか行政が力を入れて、農協と一緒にやってくれという話をしたかと思いますが、今回もその分の終いの内容でございます。この分の5ページに書いております。ちょっと字が見えんので眼鏡をしますが、「地域おこし協力隊を活用して、豊島での稲作、野菜作りを通して農業の魅力をPRしてまいります」。私が思いよった、一番今から農業の関係人を増やすには大事なことかと思えます。ぜひこの分を増やしていただきたいし、実際にうちの地区で農業をしておる移住して帰ってきた人、この人がどういう形か、今若い人5、6人が来て野菜を作っております。一緒に畑で。そういうようなことが、実際に我々が描いとる専作農家、専業農家といいますか、やっぱり1000万以上は稼がなんたら食うていけませんので、それ以上にはなかなか難しいかと思えますが、そういう分と合わせて家族農業、また楽しむ農業、こういう分がもしかしたら今から、その地区、土地を荒らさんでやっていける内容になるんかなということで、その分のやり方は、私は賛成でございますが、今全体の増から見た場合に、この分の上にも書いております、やっぱり土庄、小豆島で農業で生きていくといいますと、施設園芸しか、ほかございません。米は30町作ってもやっていけません。そういうような状態でございますので、家族農業、このへんの取り組みを町長がどういう視点で考えておられるか、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは佐々木議員さんの質問でございますが、まずは鳥獣被害、これにつきましては森林組合さんと一緒になって今やっております。そんな中で今までの予定量を当然計画しているんですけども、だいたいそれくらいには、いつているんですが、なかなかおっしゃるようにイノシシ、シカ、ヌートリア等々被害も出ているということなんで、今後もですね、ICT技術を活用しておりますが、これも十分活用しながら、できるだけ鳥獣被害対策に結びつけていけたらと思っておりますし、ワイヤーメッシュとかそのへんも増設しながらやっていきたいと思えます。

それから2点目の活性化、豊島での稲作、野菜作りを通して、豊島も良いんですけれども、肥土山地区とか、土庄町全体の話聞き、どうするのという話なんですけれども、まだ正式には決めておりませんが、地産地消という観点から池田にJAがやってる所がありますね。あれをできたら土庄のほうにも作ろうという話もあります。その話を来年度からできたら進めていけたらと思っておりますし、オリーブがものすごく増えているのは、佐々木さんおっしゃ

るように、オリーブをやったら儲かるからどんどん増えます。野菜も高値で買っていていただければどんどん儲かるんだったらそれも増える。そのあたりも見ながらですね、どういった野菜で、どういった協力が町としてできるかというのは、今後大きな課題になってくると思いますので、そのあたりも見ながらですね、農業支援というのは不可欠だと思っておりますので、そのあたりまた皆さんにもお聞きしながら、JAさんにも聞きながらですね、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

11番 佐々木邦久君。

○11番（佐々木邦久君）

言われるとおりにかと思えます。鳥獣被害については、前にも言いましたが、今実際カラスが田んぼに2、3百飛んでおります。もうすぐ、うちはみかんを作っておりますが、去年は全部やられまして、今年もまた糸を張らないといかんかと思えますが、やられると思えます。これ、土庄町だけではちょっと無理かと思えます。飛んで来ますから、池田、内海からも飛んで来るんです。前にも言いましたが、対策いうものは、島なら島できちんと一つになって今後やっていいたきたい。また今、豊島で試す作業、この分と合わせて、これは地域を守ることでございます。それと農家が儲けるためにやるということは、今町長が言われた、次の段階で野菜であろうかと思えます。そういう分を、やっぱり親身になって、今後JAと一緒にやっていいたきたい。ほんでどうかして、私が思うのは、よーいドンで月給取りと同じように農家がやっていける、農業者がやっていける、若い人がやっていける場合は、それだけ元がやっぱり、園芸やったら4、5千万要ります。そういう分をちゃんと踏まえた上で、やっていくような体制いうものが要りますし、またそれを借ってやったら、払うんに20年、よう払いません。だからやっぱり親がちゃんとしてやって、よーいドンで月給もらいよると同じくらい取れやという仕事をしていくようなこと、これは農協の自分の責任でございしますが、やっぱり一緒になって補助できるところは、やっぱり行政、農協が補助をして、いかしていかなんだら、山なつてしもたら鳥獣被害はどうしてもいけませんので今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上正清君）

他にございせんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

施政方針について一つお答えしていただきたいと思います。

濱野議員と重なる部分があるんですが、私も町の活力というのは、地元産業、経済の発展だと思っております。観光立町土庄町であります。商工業の発展も欠かせないものがあるというふうに認識しております。私もかつては工業を営んでおりましたので、大切にそれを守っていくのが、地元、我々の責務だというふうに認識しております。ここに書かれている施政方針の中には、住んでいる住民が耳障りの良い、喜ばしいイベントはたくさん盛り込まれているように思います。イベントについても一過性のものもありますし、継続的なものもあります。なかなか根付くものが少ないというふうに思っております。地場産業、かつては灘山のほうで石材で潤っておりましたが、今石材のほうも沈滞しておりますので、土庄町に産業が何があるのかと問われた時に、これだというのがないのが実情でないかというふうに思っています。大店法の改正により大型店舗が進出し、地元購買力が激減しておるのが実情だと思います。

また、ITが進んで、光ファイバーとか、パソコンで買い物ができるような時代にもなっておりますので、そのあたりももう少し見直して、商店街がシャッター通りにならないような施策をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

もう1点、グランドデザインという言葉を一昨年あたりから土庄町は策定するという方向に進んでおりますが、そのグランドデザインの具体的な、もうそろそろどういうふうに形づくのか、そういうこともぜひこの施政方針の中に盛り込んでいただきたいと、来年度31年度から、そこらあたりが表に出るように、具体的に出るように町長さんのお考えをお尋ねします。

国際芸術祭も2019が今年度ありますが、エンジェルロードあたりの駐車場を見ても、一部地元の商店が、それは活性化に繋がるんでしょうけれど、駐車場が少なくなっております。そのあたりも今後どのように確保していくのか。土庄高校のグラウンドあたり、いろいろ空いている場所を具体的に進めていくのが責務だろうと思いますので、そのあたりもお答えできたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは高橋議員さんの質問にお答えさせていただきます。

最初の話は、商業、工業の話だったと思います。商工業。おっしゃるように石はもうほんと激減して、1社あるか2社あるかみたいな、当時は40社くらいあったらしいんですけども。今何があるのと言われますと、そうめん、それから漁業、農業の6次化、あと観光は別として、商業で土庄が代表するといっ

たらなかなかないような気がします。ごま油も東京でございますし。そういった中でですね、先ほどの濱野議員の質問にもあったとおりで、観光課の職員と町の執行部も合わせて、商工会の皆さんと一緒にですね、何をどうしたらもっと活性するかという話もしたいと思っております。これからですね、先ほど言われたインターネット、結構商品はあるんですけど、ついつい皆インターネットですぐものを買ってしまったり。また最近、高松からドローンで小豆島まで商品が入ってくるんちゃうかという方もいらっしゃるんで、そのあたりも逆バージョン、土庄から向こうへ送れるような、そういったのもせんといかんと思っておりますが、まず商工業を、何をどう伸ばしていったらいいか。また新たな商工業があるかないかも含めてですね、考えていきたいと思っております。

ブランドデザインのほうなんですけど、3月末までにという話をしておりました。具体的には去年の11月からですね、18歳以上の方、約1,000名の方にアンケート調査をし、来月の3月末までに地区の協議会を開催しております。そこであらたか出てきます。出てきたからすぐ出せるというんじゃないで、それをきちんと皆さんにお示しできるような作業をしますんで、たぶん4月、5月くらいには1度皆さん方にお見せできるかなと思っております。それを見ながらですね、土庄は本当にこれでいいのかや、こういう感じのほうが良いですよっていう部分も、意見も聞きながら、そのたたき台ができていきますので、それを基にこれから進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

商工業の振興にあたっては、中小企業振興条例を制定しておりますので、土俵作りを、異業種でも良いんですが、土庄町でいろいろ考えられる業種の方の代表の方を集めた土俵作りをまずやっていただいて、そこから議論を進めれば何とか前へ向いて行くんじゃないかと思っておりますので、まず土俵を作っていたきたいと思ひます。以上で質問を終わります。

○議長（井上正清君）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

10番川本です。

まず1点目、5ページで小豆島オリーブ牛のブランドPRということで、まず

はこの小豆島オリーブ牛、オリーブ牛自体が、小豆島において開発されました時に、当時岡田町長のほうにも要望したんですけれども、町を上げてPRを進めてくれというような話で、それから後、県のほうもオリーブ牛のPRに乗り出した成果もありまして、今、全国的にオリーブ牛の知名度のほうも上がってきておるわけですけれども、現状でも執行部のほうには、かなりのPRをしていただいているような現状でございますけれども、このオリーブ牛が有名になった中でも、その後何回か一般質問でもしましたけれども、オリーブ牛と小豆島産オリーブ牛との差別化をしていただきたいと。小豆島産オリーブ牛っていうのが、まず小豆島で発祥地であるということと、また香川県の和牛についても小豆島が発祥であると、この2点を大いに利用してですね、他のオリーブ牛との差別化をどんどんやってくださいというような要望をさせていただいた件があります。まさにここにあるように小豆島オリーブ牛のブランドPRに努めるというような町長のかたちで、おっしゃっていただいていますので、まず小豆島産オリーブ牛と県で流通しておりますオリーブ牛との、どのような差別化を町長自身がお考えになられておられるのか。あわせてここには載っていませんけれども、地域ブランドという点で、島鱧を今どんどん四海のほうでやっておるわけですけれども、この点について町長のほう触れられておりませんけれども、このあたりは逆にどのように考えておられるかというところ、今後の見通しという点でお答えできたらと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは川本議員さんの質問にお答えします。

まず、オリーブ牛の話です。これ当初から、石井さんが最初にやりました。小豆島オリーブ牛で売っておりましたが、県のほうが入ってきて讃岐オリーブ牛に変わりました。だけど讃岐オリーブ牛と小豆島オリーブ牛の2つあるんですけれども、ご存知のように石井さんがやっているのと小豊島と2カ所しかありません。去年1年間で2千数百頭だったと思います。讃岐オリーブ牛として出たのが、2千頭台だったと思います。実際、小豊島と石井さんとで年間100とか、桁が全然違うんです。それで仕方なく県のほうも讃岐オリーブ牛で売らないと数が少ないもんで、それはしょうがないということでいってます。

ただし、町としては、パンフレットも作っておりますし、小豆島オリーブ牛と。讃岐オリーブ牛よりは、プレミアが付いたような高い取り引きをしていただいていると聞いています。今回共進会でも1等賞を取りましたので、そのへんが全国的にPRになっていくのかなと思いますが、行政としてできることと、あと県のほうにもお願いをしてですね、オリーブ牛でも2つのブランドを分け

て、できたら売っていただきたいという話をしております。そのあたりも含めてですね、今後展開していきたいと思っておりますのでお願いします。

それから、鱧はですね、31年度も若干予算が付いております。機械とかそのあたりはだいたい、たぶん30年度で終わりました。でですね、前の会長さんとは話をしておりましたけれども、CASという冷蔵庫があります。あの分で何億かかかるんですけれども、それを入れるかという話もしていたんですけれども、また新しい違うバージョンの良い冷蔵庫ができて、それを入れましょうという話もしてましたし、国交省からも下見に来たんです。来た日がちょっと悪くて今ちょっと頓挫しております。だけど新年度入ったら、新しい機械はそんな何億もしません。一番小さいので400、500万くらいから、あとは順次大きいのがあるので、その分だと今日獲れて冷凍したら、半年、1年後に出しても、その日に獲れたような分が出るということで、そこまでは絶対いかないといけないと。あとPRですね。前に思っていたのは、移住で結構東京や大阪とかに行ってます。一緒に行って鱧のPRと移住と両方できたらと。横で物品も販売をしておりますので、それもあわせて四海漁協さんにもお願いしようかなとは来年から思っております。よろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

オリーブ牛と鱧につきましては、引き続き町長のほうにもご尽力お願いできたらと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次2点目が、7ページのほうにあります教育環境の充実で、ご存知のように土庄幼稚園、湊崎幼稚園、愛の園保育所の3園を再編でこども園ということで進んでおりますけれども、この中で、例えば再編された後の残された施設、四海につきましても、四海幼稚園から双葉保育所のほうに移るということで、こういった空いた施設ですね、このような所を当然ながら地元のほうと協議が必要となってくると思いますが、今現段階で町長の中でそういった施設のほうをどのような活用を考えておられるか、また構想があるのか。もしありましたらお答えできたらと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

まだ教育委員会の皆さんとは話をしておりませんが、まず一つは、土庄幼稚園は下の土地が土庄町でないので、返さないといけなとか、年間400万円近く払っておるので、そのあたりを今から協栄会さんと話をせんといかん。ただ、たまたまですけれども、この間、京都産業大学の学長さんが来られて、

あそこを何か使いたいなっていう話なんですけれども、下が違いますからそのへんでちょっと時間がほしいという話もしてますし、例えばあれを無償でくれるのであれば、土庄町として京都産業大学の何に使うかはきちんとは聞いていないんですけども、有効利用できたらなど。湊崎については、後ろが急傾で危ないということなんで、あのあたりは地元の方とも話をしながら、あそこ耐震ができていない部分とできていない部分がありますけれども、そのあたりはまだ未定です。愛の園はですね、湊崎の皆さんも公民館という話もありますから、あれが使えるかどうか、また場所があそこで良いのかも合わせて、あそこが当然耐震もできて、改修は若干要りますけれども、そのあたり一番効率の良い、また有効利用できるようなことを愛の園はせんと、あのまま閉園してほっとくというのはちょっともったいないと思っておりますので、そのあたり有効活用できたらと思います。四海はですね、たぶんあそこは下は民地借りとんですね。あれはたぶん解体して返してほしいという話だったと思うんで、それは難しいかな。解体して、もうお返ししますということで考えております。

○議長（井上正清君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

いずれにしても地域と十分協議していただいて、地域が望むかたちで進めていただけたらと思いますので、今後引き続きよろしく願いいたします。

最後3点目、7ページですけれども、町長のほうから沖之島架橋事業ということで、こちらのほうで実施していく予定ということで書かれておりますけれども、今町長のほうが、県とか国のほうとかといろいろ協議を進めていただいていると思いますけれども、この沖之島架橋について、だいたい、おおよそでいいんですけども、だいたい工事について、いつぐらいの取りかかりで、完成予定はだいたいいつ頃になるか。このあたりの目安的なものでええんですけども、そのあたり、もし分かればお答えいただけたらと思います。よろしく願いします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

平成31年度は、これに載っておりますように地質調査、基本計画、基本設計ということです。たぶんその次の平成じゃないんですけども、平成32年度につきましては、実施設計。それが1年かかるのか、7、8カ月でできるのか分かりませんが、もし早くできるのであれば県のほうにいて、国のほうにお願いをして、33年度から着工なんですけれども、予定でいくと。

ただどできるだけ、生きとる間に橋通りたいがなという人も結構多いので、

できるだけ前倒ししながらですね、ただ完成も、よく聞いていないんですけど、1年半から2年かかるかも分からないとも言ってますから、その工事の設計もまだ正式に決まっておられませんから、工法とかそのへんによって、1年かかる工事なのか、1年半、2年かかるのか、そのあたりもまだ見えてませんが、だいたい平成33年、34年あたりには完成するのかなとは思っております。

○議長（井上正清君）

他にございますか。

ないようでございますので、平成31年度施政方針についての質疑は、これをもって終了いたします。

### 提案理由に対する質疑（議案第7号～議案第38号）

○議長（井上正清君）

日程第14、議案第7号 平成31年度土庄町一般会計予算から、日程第45、議案第38号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更についてまでの各議案について質疑を行います。

なお、各議案につきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分に理解の上、総括的・大綱的な質疑をお願いいたします。質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、議案第7号から議案第38号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

### 委員会付託（議案第7号～議案第38号）

○議長（井上正清君）

ただいま、議題となっております、議案第7号から議案第38号までの各議案については、土庄町議会会議規則第38条第1項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第38号までの各議案については、所管の委員会に

付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

## 議案の上程、趣旨説明（発議第1号）

○議長（井上正清君）

日程第46、発議第1号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（井上正清君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

それでは、発議第1号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

本議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

理由といたしましては、個人情報保護の観点から、現行の傍聴人受付簿を傍聴人受付票に改めるとともに、配布する傍聴券についても傍聴者の負担の軽減を図るため、本規則の一部を改正しようとするものであります。なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

以上でございます。

○議長（井上正清君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

## 趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（井上正清君）

ただいま、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（発議第1号）

○議長（井上正清君）

発議第1号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 散会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後14時から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は委員会室へお集まりください。以上です。

散 会 午前10時13分